

令和7年度から国民健康保険税の税率が変わります

1 国保税率の改正

国民健康保険は、平成30年度から都道府県化され、北海道が財政運営など国民健康保険運営の中心的な役割を担っています。そのため、保険税の計算方法を全道で統一するために北海道が定めた税率に毎年改正を行います。町では、令和12年度の全道統一の税率までの間、被保険者への影響を考慮し、独自に均等割と平等割の引き下げを行います。

区分		令和7年度 改正後	令和6年度 改正前	増 減
医療分	所得割	7.56%	7.93%	▲0.37%
	均等割	6,200円	12,800円	▲6,600円
	平等割	6,200円	12,900円	▲6,700円
後期高齢者支援分	所得割	2.54%	2.72%	▲0.18%
	均等割	2,200円	4,600円	▲2,400円
	平等割	2,200円	4,700円	▲2,500円
介護保険分 (40～64歳の加入者のみ)	所得割	1.90%	1.91%	▲0.01%
	均等割	2,100円	4,400円	▲2,300円
	平等割	1,600円	3,500円	▲1,900円

2 保険税額の目安

各世帯の保険税額の目安です。詳細は役場税務会計課までお問い合わせください。なお、令和7年度の国保税の納税通知書は、6月に加入者の皆さんへ送付します。

①＝世帯人数 ②＝前年度所得 ③＝被保険者区分※

例1（7割軽減）

① 1人 ② 年金収入100万円 ③ A

	改正後	改正前	増 減
医療分	3,700円	7,700円	▲ 4,000円
後期分	1,300円	2,700円	▲ 1,400円
介護分	0円	0円	0円
計（年税額）	5,000円	10,400円	▲ 5,400円

例2（5割軽減）

① 2人 ② 所得100万円 ③ B

	改正後	改正前	増 減
医療分	52,300円	64,400円	▲12,100円
後期分	17,700円	22,400円	▲ 4,700円
介護分	13,700円	17,000円	▲ 3,300円
計（年税額）	83,700円	103,800円	▲20,100円

例3（2割軽減）

① 3人 ② 所得150万円 ③ C

	改正後	改正前	増 減
医療分	100,700円	125,800円	▲25,100円
後期分	34,200円	43,900円	▲ 9,700円
介護分	24,900円	30,200円	▲ 5,300円
計（年税額）	159,800円	199,900円	▲40,100円

例4（軽減なし）

① 4人 ② 所得300万円 ③ D

	改正後	改正前	増 減
医療分	225,200円	267,900円	▲42,700円
後期分	76,200円	93,000円	▲16,800円
介護分	54,600円	61,300円	▲ 6,700円
計（年税額）	356,000円	422,200円	▲66,200円

※被保険者区分 A＝1人世帯65歳以上介護分なし、B＝40歳以上64歳以下介護分あり2名

C＝B＋39歳以下所得なし介護分なし1名、D＝B＋39歳以下所得なし介護分なし2名

▼お問い合わせ先 制度に関することは、役場民生課健康保険係（01372-7-5290）へ。
国保税に関することは、役場税務会計課課税係（01372-7-5292）へ。